

○副議長（石田正明） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を継続いたします。今林ひであき議員。

203 ○20 番（今林ひであき）登壇 私は、次期教育振興基本計画について質問いたします。

まず、次期教育振興基本計画の全体について質問いたします。

教育振興基本計画とは、国の平成 18 年、教育基本法の改正で、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものであり、努力義務が課されています。本市においては、平成 21 年 6 月に、初めての教育振興基本計画となる新しいふくおかの教育計画が策定されました。その中で、教育の目標となる心豊かにたくましく生きる子ども像を掲げ、また、新しい取り組みとして、学校だけではなく、家庭、地域などと連携を強化する共育を行いました。現在、10 年計画の最終年度に至っているという状況にあります。次期計画は、まず現行計画を評価し、今後それを生かすべきところ、改善すべきところ、また、新たに立ち上げる視点などに立ち策定する必要があると思います。

そこでまず、質問ですが、現行計画の評価についてお尋ねいたします。また、次期計画はどのような視点で策定をしようと考えているのか、現行計画と比較してお答えください。

私は来年、平成 31 年 6 月の策定予定である次期計画について、私なりの意見を述べさせてもらい、よければ反映していただければと思って質問いたします。

そこで、今回は先生の負担軽減、教育委員会事務局のあり方、小規模校対策と大規模校

対策の3つの視点で質問してまいります。

まず、先生の負担軽減についてであります。

昨今、全国的に先生の多忙という言葉をよく耳にします。本市教育委員会においては、平成26年度に勤務実態調査が実施されております。また、文科省の調査も平成28年度に行われているようです。そのいずれの調査でも、長時間勤務の実態があるとの結果です。また、その結果を受けた国の、先生の働き方改革においては、超過勤務の上限を月45時間とする指針案が示されました。そのための対策として、夏休みに休暇をまとめどりする、また、登下校、夜間の見守り対応は学校以外が担う業務と位置づける、部活動指導員などに外部人材を活用するがあります。本市の共育である地域、保護者との連携を大事にしようとする考えと矛盾する面もあります。しかし、いつから先生は多忙になったのでしょうか。私が小中学校に通っていたとき、いわゆるゆとり教育の前は、1クラス45人以上はいたと思います。平成26年の議会で質問したように、小学校6年生の標準授業時間で比べると、ゆとり前に当たる平成元年度では年間の時間は1,015時間、ゆとり時に当たる平成10年度は当然減って年間945時間、そして、現行の学習指導要領では、また戻って年間980時間となっています。このようなことから、現行はまだゆとり前と比べてはいまだに軽減されている状況です。また一方で、1学級当たりの人数も45人から35人程度になっています。一般的に受け持ち人数が少ないと、負担は軽減されると考えられます。授業時間は減っている、受け持ち人数も減っているのに時間外勤務時間がふえている、この矛盾には説明が必要だと思います。昔は登下校や夜間の見回りはなかったのでしょうか。私は中学校バレー部で日曜日の大会には顧問の先生に引率をしていただいた記憶

があります。昔はもっと多忙であったのかもしれませんが。それが表面化しただけなのかもしれません。しかし、それだけで済まされる問題ではないようです。

そこでお尋ねしますが、教育委員会では先生の負担軽減について、課題をどのように認識し、その対策に取り組んできたのかお尋ねします。また、先生が負担増と感じている業務や、近年、新たに開始した事業を例示してください。

次に、教育委員会事務局のあり方についてであります。

教育委員会制度は、そもそも戦後の昭和 23 年に教育委員会法が定められたことにさかのぼります。当初は予算案、条例案などの議案を議会に提出する権限を持つ独立した機関として位置づけられていたようです。その後、昭和 31 年に政治的中立性の確保、行政との調和の実現を目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法が制定されました。例えば、教育委員の選任については、首長が議会の同意を得て任命することになりました。また、教育長の任命に当たっては、文部大臣、県教委の承認を必要とする任命承認制度も導入されました。その後、平成 11 年には、教育長任命の承認制度が廃止され、直近では平成 27 年に教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を置くことや、首長と教育委員会が協議、調整する場として総合教育会議を置くことなどが地教行法の改正で行われています。国の関与を明確にし、また、機能する仕組みづくりとして改善が行われていると思います。

そこでお尋ねしますが、本市の総合教育会議の実施状況と、その成果についてお尋ねします。

また一方で、教育委員会が機能していくためには、事務局がしっかりしていることも大

事です。教育委員会は合議制の執行機関で、その事務の範囲がかなり広く、執行するための組織が必要です。そこで、地教行法第 17 条に、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置くと規定されているところです。

そこで、教育委員会事務局のあり方についてお尋ねしていきます。

まず、教育委員会事務局体制で、前々から少し疑問に思っていたことがあります。教育次長についてであります。今、教育委員会事務局の中には、教育長としての特別職、局長級として 2 人、教育次長、理事がおられます。それぞれ事務分担をされて職務に当たられていると思います。しかし、次長はラインとしての役割があり、責任分担も明確であります。一方、理事はスタッフとしての役割であり、常設ではなく臨時的なイメージもあり、市の職務分担、役割、責任でも次長との違いがあると思います。学校現場で日々生じている課題に対し、適切に対応していくためには、現場を熟知した先生出身の教育次長を配置し、事務局として素早い意思決定を行い、教育長を適切に補佐する体制を整える必要があると考えます。特に教育長が行政出身の場合は、先生出身の教育次長による補佐が有効であると考えます。しかしながら、本市においては長年にわたり教育次長に先生を配置した実績はなく、行政職を配置しております。

そこでお尋ねしますが、教育委員会では、なぜ先生出身の教育次長の配置が行われていないのか、お尋ねいたします。

最後に、小規模校、大規模校対策についてであります。

今、西都小の大規模校対策については、分離新設に至るに際して多くの課題が浮かび上がりました。教育委員会では、小規模校、大規模校対策については、私も委員を務めさせ

ていただいた福岡市学校規模適正化検討委員会から受けた提言を踏まえ、平成 21 年 3 月に実施方針を策定し、対応していると思います。しかし、今回、この実施方針でなぜ対応できなかったのか、どこに問題があったのか確かめる必要があると思います。

そこでまず、確認をさせてください。平成 21 年の学校規模適正化での実施方針における小規模校や大規模校の課題や対策、進め方について改めて教えてください。

以上で 1 問目を終わり、以降の質問は自席にて行います。

204 ○副議長（石田正明） 星子教育長。

205 ○教育長（星子明夫） 次期教育振興基本計画についての御質問にお答えいたします。

まず、現行計画の評価についてでございますが、平成 29 年度にその進捗状況を把握するため、市民、保護者、教員を対象に実施した調査において、学校の教育活動に対する満足度は 20 年度の調査と比べ向上しており、これまでの取り組みに対して評価が得られているものと考えております。

次に、次期計画の策定の視点についてでございますが、まず、計画の期間について、現行計画ではその対象期間をおおむね 10 年間としておりますが、社会の変化のスピードに対応するため、次期計画ではその対象期間を 6 年間とするよう考えております。また、計画の構成について、現行計画では 10 年間の基本計画部分と 5 年間の実施計画部分で構成しておりますが、内容が重複する部分もあり、次期計画では基本計画部分と実施計画部分を一本化するとともに、詳細な記載から基本方針の記載となるよう考えております。また、策定に当たっては、現行計画同様、議会や有識者等、さまざまな方の御意見を伺いな

がら進めておりますが、特に次期計画では、学校現場を代表して各校種の校長会からも有識者会議の委員を選出し、より学校現場の意見が反映されるようにしております。

次に、教員の負担軽減に関する課題認識とその対策についてでございますが、学校現場や教員を取り巻く環境が複雑化、多様化する中で、学校に求められる役割が拡大している状況が教員の長時間勤務という形であらわれているものと認識しております。このため、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、給食費の公会計化や全教員へのパソコンの整備、校務支援システムの導入など、事務の効率化に向けてさまざまな取り組みを進めてきたところでございます。

次に、教員が負担と感じている業務や、近年、新たに開始した事業についてでございますが、平成 28 年 10 月に業務上の負担や必要な支援などを把握するため、全教員を対象に実施したアンケートの結果によりますと、教員が負担に感じる主な業務として、休日や早朝、勤務時間終了後など勤務時間外の部活動指導、各種調査への回答など教育委員会に提出する書類の作成、学校内でのさまざまな研修や出張を要する学校外での研修などが挙げられております。また、平成 30 年 8 月に実施した学校行事の見直しに関する調査では、約 85%の学校が、宿泊を伴う自然教室は教員の負担が大きいと回答しております。近年、新たに開始した事業としましては、ふれあい学び舎事業や、アントレプレナーシップ教育の一つとして実施している帽子の仕入れや製造、販売などの経営を疑似体験する学習である C A P S などがございます。平成 30 年度には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置の拡充、部活動指導員の配置などに取り組んでいるところでございます。

次に、総合教育会議の実施状況についてでございますが、平成 27 年度に 2 回、28 年度に 1 回、29 年度に 1 回開催されております。また、その成果については、市長が教育長及び教育委員と福岡市における教育の課題やあるべき姿を共有し、連携することで、より一層、民意を反映した教育行政の推進が図られているものと考えております。

次に、教員出身の教育次長の配置についてでございますが、教育委員会の所管業務は、学校教育のみならず、社会教育など多岐にわたっており、予算の執行や人事管理、施設管理など、さまざまな業務に適切に対処していくことが必要と考えております。このため、職員の配置に当たっては、適材適所の配置が肝要であり、教育長を補佐して事務局全体を指揮監督する教育次長には、行政職を配置してきたところでございます。なお一方で、平成 12 年度からの教育改革プログラムの実施を契機に、学校現場と教育委員会事務局が、一層、一致協力して取り組んでいくことを目的として、教育改革の推進に関する事務等の特命事項を処理する局長級の理事ポストを設置し、教員出身の職員を配置してきたところでございます。

次に、福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針における小規模校、大規模校対策などについてでございますが、まず、小規模校の課題としましては、クラスがえが難しく、お互いの評価やイメージが固定化しやすいことや、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいことなどが挙げられております。また、小規模校への対策としましては、隣接する学校の状況によって、学校の統合や通学区域の変更、施設一体型の小中連携教育などについて検討することとしております。

次に、過大規模校の課題としましては、音楽室や運動場を利用する授業などが制約され

ることや、社会科見学で大人数を受け入れられる施設が限定されるなど、校外活動が制約されることなどが挙げられております。また、過大規模校への対応としましては、分離新設や通学区域の変更を検討し、そのいずれもが困難な場合には、校舎の増築などにより、教育環境の整備を行うこととしております。

次に、小規模校や過大規模校の規模適正化の進め方につきましては、常に子どもを中心にした視点を持つこと、保護者や地域とともに、通学路の点検を行い、安全で安心な通学路を確保すること、災害時の避難所など、地域に求められる機能を果たせるよう、保護者や地域の意見も伺うことなどの視点に留意して進めていくこととしております。以上です。

206 ○副議長（石田正明） 今林ひであき議員。

207 ○20番（今林ひであき） それでは、2問目に入ります。

まず、次期教育振興基本計画の全体についてお尋ねいたします。

現行計画の評価から次期計画に生かすものとして、社会変化へのスピード感を持った対応として、10年計画を6年にすることは大変よいことと思います。しかし、基本計画と実施計画を一本化するとの見直しにおいて、第2委員会で報告された素案では、自然教室という文言がなくなっているのに気がつきました。自然教室がなくなるといううわさを耳にしたこともあり、心配しました。第2委員会では、文言がないから事業が廃止されるものではない、継続するとの答弁はいただきましたが、何か現行計画より後退したイメージに映ります。

そこでお尋ねしますが、次期計画の策定に当たり、基本計画と実施計画の一本化による



メリット、デメリットを教えてください。

次に、先生の負担軽減についてです。

先生への事務負担軽減の取り組みとして、給食費の公会計化、パソコン整備、校務支援システム、また、新たに開始した事業として、ふれあい学び舎事業、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、部活動指導員などを御例示していただきました。その中で部活動指導員は、国でも長時間勤務の解消の一例として取り上げられており、本市では今年度から導入されています。私は技術的スキルを持った外部人材によるレベルアップした指導を外部部活動指導員に期待するものであり、部活動指導員がいるから、先生がしなくてもよいとは思いたくありません。また、国の指針である学校以外の業務についてですが、学校以外の業務として、先生が関与しないということはいかなるものでしょうか。登下校、夜間の見回りは地域、保護者と連携して行うことは大事なことだと思います。そのことを踏まえた上で、長時間勤務への対応を考えていかなければと思います。

次に、35人学級についてお尋ねします。

先日の新聞で、本市の35人学級の拡大に関する記事を目にしました。新聞によると、教育委員会が、毎年、学校長を対象に実施しているアンケートで、35人以下の学級について肯定的な声が目立つ一方、学力、いじめ問題などで明確な差は見られないとの内容でした。また一方で、本市では小学校5年生、6年生は、複数の先生による少人数指導などを実施しています。

そこでまず、35人以下学級や少人数指導について、文部科学省はどのような効果があると考えているのか、お尋ねいたします。

さらに、35人以下学級を実施した場合と、少人数指導を実施した場合の先生の負担軽減にはどのような違いがあるのか、お尋ねいたします。

また、本市の小学校においては、現在、35人以下の少人数学級を実施している小1から小4の担任と、実施していない小5、小6の担任とで、実際に勤務した勤務時間に違いがあるのか、状況を示すデータがあれば、お示してください。

次に、ゆとり教育についてお尋ねいたします。

私の小中学校時代である昭和40年代後半から50年代にかけては、当時はその一昔前までの高度成長時代の名残もあり、教育内容の増加や過密化が顕著だったころだと思われます。確かに、今思えば暗記ばかりで、少々詰め込み過ぎだったと思います。そのように当時の教育の実践については子どもたちの学習意欲の維持や知識習得の一過性、創造力の欠如などの問題点が指摘されていました。そのため、平成10年の学習指導要領の改訂により、生きる力を育む考えから、授業時間数が削減された、いわゆるゆとり教育になりました。その後、大学生の学力低下を背景に、ゆとり教育に対する批判が高まり、平成20年からは脱ゆとり教育として、再び授業時間数が増加する状況に至っております。このような授業時間数の変化は、実際に授業を行う先生の働き方にも影響を与えることになると思われます。

そこでお尋ねいたしますが、ゆとり教育により授業の持ち時間数が減った中で、再び脱ゆとり教育で授業時間がふえています。持ち時間数の違いが実際に勤務した時間にどのような影響を与えているのか、ゆとり教育時とゆとり教育後の状況を示すデータがあればお示してください。

次に、教育委員会事務局のあり方についてであります。

教育次長には、学校教育のみだけではなく、社会教育やそれらの課題に対して、予算執行や人事管理、施設管理などを適切に対応していくことが求められるということでした。

裏を返せば、現在、先生出身者の中にそういった人材はいない、今後、人材の育成が必要ではないかというふうに考えます。そのためには、優秀な人材を若い段階で教育委員会事務局に登用し、係長級、課長級、部長級と、それぞれの職位において十分に経験を積んでもらう必要があるのではないのでしょうか。しかし、先生出身者は、行政職に比べて昇任が遅く、結果として教育次長としての必要な経験年数、特に小中学校現場にはない、部長級の経験年数が足りていないのではないかと感じております。

そこでお尋ねしますが、行政職の係長級及び課長級の昇任と、先生の係長級である教頭及び課長級である校長のそれぞれ最短の場合の昇任の年齢を教えてください。

最後に、小規模校、大規模校対策についてであります。

答弁にもあるように、平成 21 年の実施方針では、適正化の取り組みとして、小規模校については、学校の統合、通学区域の変更、小中連携教育を検討することになっていきます。過大規模校については、分離新設、通学区域の変更、教室の増設などを検討することになっています。また、適正化の取り組みに当たっては、子どもを中心の視点に立ち、保護者や地域の意見も伺いながら進めることになっております。

そこで、具体的な話として、西都小の大規模校対策についてです。

今までの議会答弁などで原因ははっきりしています。児童数の推計が間違ったことによるものです。推計の間違いは大きな問題です。それが開校後、すぐに分離新設が必要とな

ったことが問題を大きくしました。そして、推計間違いの原因とその対策として、開発等に伴う児童生徒の将来推計を関係局としっかり連携をとって行うと答弁されています。しかし、それで今後同じようなことが起きないのでしょうか、心配です。西都小での反省を生かし、今後予想される元岡中、箱崎九大跡地において生かせるか心配です。元岡中の件は、この後、我が会派の富永議員より詳しく質問されますので、推計に関する部分について意見を述べさせていただきます。

私は教育委員会の推計のもとである、関係局として開発を所管する住宅都市局の計画人口の見込みが必ずしも正しいとは思っていません。確かに一番詳しく、そして最後のよりどころだとは思いますが、計画人口とは開発の状況、特に民間開発では誘導する施設によっては、また、経済状況、景気動向により常に変化するのではないのでしょうか。教委や住都に、特に民間が行う開発による児童生徒推計を、正確に前もって割り出すことは少々酷なのかもしれません。開発する側に、あらかじめ学校増設が必要な場合は、土地を確保するような対策が必要なのかもしれません。ただ、教育委員会は大規模校対策として平成 21 年度の実施方針に基づき、分離が必要と判断してからの対応、保護者や地元の意見聴取などには真摯に対応してほしいと思います。

次に、小規模校についてです。

学校の統廃合は、校区の存続と密接に関係するため、さらに慎重に対応する必要があります。本市における統合の最初であった約 20 年前の博多部の再編における議論を思い出します。将来、人口が回復すれば、また学校が復活する。そのためには地域活性化が必要との、その好循環の考え方が必要だと思います。

そこでお尋ねしますが、小規模校、大規模校対策として、平成 21 年度の実施方針はありますが、今後でき得る対策、見直しを含め、新しい対策が必要と考えますが、御所見をお尋ねして、2 問目を終わります。

208 ○副議長（石田正明） 星子教育長。

209 ○教育長（星子明夫） 次期教育振興基本計画における基本計画と実施計画の一本化のメリット、デメリットについてでございますが、まず、メリットとしまして、各施策の今後の方向性と主な取り組み内容といった基本方針の記載にとどめることにより、個別の手段となる事業について、毎年の状況に応じた対応を、より図ることができることと考えております。デメリットとしましては、個別の手段となる事業について、6 年間の取り組み内容があらかじめ示されていないことと考えております。

次に、35 人以下学級と少人数指導についてでございますが、平成 25 年度に文部科学省が公表した全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証によると、35 人以下学級の効果につきましては、小学校で授業中の落ちつきや規律の正しさに関する質問、中学校で家庭での学習習慣の確立に関する質問への肯定的な回答が多くなっているとの結果が見られました。また、少人数指導の効果につきましては、小学校で複数の教師が協力して指導するチームティーチングに取り組んだ学校の学力が向上し、中学校で習熟度別に学習集団を分けた指導に取り組んだ学校の学力が向上するという結果が見られました。

次に、35 人以下学級と少人数指導を実施した場合の負担軽減についてでございますが、35 人以下学級では、テストの採点や成績の処理など事務的な面での負担軽減が図られ、少人数指導では、個別に支援することが必要な児童生徒に複数の教員で対応できるなど、指

導面での負担軽減が図られると考えております。

次に、少人数学級を実施している小学校 1 学年から 4 学年までの担任と、実施していない 5 学年及び 6 学年の担任が勤務した時間の比較についてでございますが、福岡市が平成 26 年度に実施した教員の勤務実態調査の結果によりますと、在校時間から休憩時間を除いた 1 日当たりの勤務した時間は、小学校 1 学年が 10 時間 55 分、2 学年が 10 時間 53 分、3 学年が 11 時間 3 分、4 学年が 11 時間 17 分、5 学年が 11 時間 34 分、6 学年が 11 時間 14 分となっております。全体的には学年が上がるごとに勤務した時間がふえる傾向が見られますが、少人数学級を実施している 4 学年が、実施していない 6 学年よりも勤務した時間が長くなっております。

次に、議員御指摘のいわゆるゆとり教育が行われていたときと、ゆとり教育後の教員が実際に勤務した時間についてでございますが、先ほど答弁しました教員の勤務実態調査の平成 16 年度と 26 年度の結果で比較いたしますと、在校時間から休憩時間を除いた 1 日当たりの勤務した時間につきまして、小学校、中学校、特別支援学校に勤務する教員の平均は、平成 16 年度が 9 時間 58 分、26 年度が 10 時間 34 分となっております。このことからいたしますと、ゆとり教育が行われていた平成 16 年度よりも、ゆとり教育後に当たる 26 年度のほうが、実際に勤務した時間がふえている状況が見受けられます。

次に、職員の昇任にかかる最短の場合の年齢についてでございますが、平成 30 年度の定期異動時における市全体の行政事務職の係長級昇任者の最も若い年齢は 32 歳で、昇任者の平均年齢は 43 歳であり、教員の教頭昇任者の最も若い年齢は 37 歳で、昇任者の平均年齢は 47 歳でございます。また、行政事務職の課長級昇任者の最も若い年齢は 41 歳で、

昇任者の平均年齢は 51 歳であり、教員の校長昇任者の最も若い年齢は 49 歳で、昇任者の平均年齢は 53 歳でございます。

次に、今後の小規模校、過大規模校対策についてでございますが、実施方針策定から約 10 年が経過し、その間に児童生徒数が大きく減少した学校や増加した学校、また、今後、大規模な開発が予定されている地域もでございます。このような状況の変化に対応していくため、関係局との連携をさらに密にし、住宅開発などの情報収集を図るとともに、保護者や地域の意見も聞きながら、実施方針に定める学校規模適正化に関する基本的な考え方に基づき、小規模校や過大規模校の課題に適切に取り組んでまいります。以上です。

210 ○副議長（石田正明） 今林ひであき議員。

211 ○20 番（今林ひであき） それでは、3 問目に入ります。

まず、先生の負担軽減についてです。私は先生の負担軽減は何のためにあるのかと考えています。当然、労働者として適正な労働管理、健康管理も大事です。先生の当然の権利として長時間勤務にならないようにすべきこともあると思います。私はそれ以上に、もっと重要な基本的なことがあると思います。負担軽減が図られたなら、成長、教育、学びのため、子どもたちに向き合うという時間、そういう視点を忘れないでほしいと思っています。先生の負担軽減に目が向くばかりになり、大事な授業が廃止されても困ります。例えば、自然教室です。私は自然教室を初めとする体験活動は、子どもたちの健全な育成にとっても意義あるものではないかと考えております。そのようなことから、先生の負担が大きい行事でありながら、多くの学校が宿泊を伴う自然教室の意義を認めていると思います。それを裏づける資料として、国立青少年教育振興機構が実施した青少年の体験活動に関する

る実態調査では、約8割の保護者が体験活動の必要性を感じています。また、本市のアンケートでも、約90%の子どもたち、100%全ての学校で自然教室に賛成をしています。また、答弁でもありましたように、一方で、85%の学校で負担を感じているとの調査もあります。先生の負担が大きいため、自然教室がなくなるということのうわさを耳にすると、残念な気持ちになります。今、パソコンの配置、校務支援システムの導入、学校事務センター、給食費公会計システムなどにより、作業効率はアップしています。35人学級、少人数指導、SSWなどの専門スタッフも配置がなされました。また一方で、授業時間の減、少人数学級等で必ず先生の長時間勤務が減るといような単純なものではないということも確かです。先生の長時間勤務は、答弁にもありましたように、取り巻く環境の多様化、複雑化に原因があるとのこと。目に見えない部分があるんだろうと思います。そのような現実の中、まず、今現実にある先生の負担軽減のためには、さまざまな手法を用いて、総合的な視点からの取り組みが必要と考えます。教育委員会は、先生の負担軽減を取り組むべき喫緊の課題としてしっかり認識していただく必要があります。一方、学校においても、例えば、効率的な職員会議のあり方、会議自体の必要性の精査など、その効率化を図っていくことも重要であると考えます。

そこで、先生の負担軽減に関する最後の質問に、次期教育振興基本計画において、子どもと向き合う時間の確保のため、教育委員会における先生の負担軽減に関する取り組みがどのように反映されていくのか、また、そのためには教育委員会によるさまざまな軽減策だけでなく、学校としても適切なマネジメントを行い、積極的に取り組む必要があると思います。御所見をお伺いいたします。



次に、教育委員会事務局のあり方についてです。

行政職と学校の先生では、最も早く昇任する場合、係長への昇任で約5歳、課長への昇任で約8歳の開きがあります。これが先生出身者を教育次長として配置するために必要な幹部職員としての経験年数に影響を与えていると思います。しかし、なぜ昇任にこのような差が生じるのでしょうか。教育委員会事務局では、教頭と係長は同じ能力の仕事をしています。同じように、校長待遇は市の課長級と同じで、同じ職務を果たしています。学校現場の先生が事務局へ、また、行政事務の課長級の職員が学校現場の校長になるなど、人事交流も行われています。先生のほうだけが能力が足りないような印象に見えたら大変です。優秀な人材の早期登用は、先生のモチベーションアップにもつながります。今、学校現場で生じているさまざまな教育課題にスピード感を持って適切に対応していくためには、現場を熟知した先生出身の教育次長の配置が必要であり、本市においても真剣に検討すべき時期だと考えます。

そこで、最後にお尋ねしますが、学校の先生の昇任のあり方を見直すとともに、先生出身の教育次長への配置を検討すべきと考えますが、御所見をお尋ねします。

あわせて、次期教育振興基本計画の策定に当たり、特に自然教室の明記と継続についても、その思いを酌んでいただき、次期計画への教育長の意気込みをお尋ねして、私の質問を終わります。

212 ○副議長（石田正明） 星子教育長。

213 ○教育長（星子明夫） まず、次期教育振興基本計画における教員の負担軽減に関する取り組みについてでございますが、次期計画におきましては、教員が子どもと向き合う

時間を確保するため、学校事務の一部を集約化する学校事務センターを全市に展開するとともに、引き続き校務情報化による事務の効率化や専門スタッフによる支援などを実施し、さらに教員の意見なども踏まえて策定した福岡市立学校教職員の業務改善のための実施プログラムにより、具体的な業務の廃止や軽減に取り組むこととしております。

また、この業務改善のための実施プログラムにおきまして、業務改善に向けた取り組みの視点の一つとして学校マネジメントの推進を掲げ、各学校における取り組み事例を紹介し、それらを参考にした各学校におけるさらなる取り組みを促しております。今後とも、教育委員会及び学校が一体となって教員の長時間勤務の解消や業務の負担軽減に取り組み、教員が子どもたちに深くかかわり、指導に専念できる環境づくりを推進してまいります。

次に、教員の昇任のあり方の見直し及び教員出身者の教育次長への配置についてでございますが、教員である職員の人材育成につきましては、これまでも比較的若年の職員を事務局に配置し、学校教育全般における施策の推進等に係る業務を経験させているところでございます。また、事務局の課長級職員につきましては、課長級のスタッフ職ではなく、ラインとしての課長職として配置し、マネジメントや行政全般における経験を積ませているところでございます。さらに、優秀な人材の早期登用の観点から、これまでも段階的に教員の管理職試験の受験可能年齢の引き下げ等を行ってきたところでございます。引き続き職員の昇任や人事配置に当たっては、人事評価その他能力の実証に基づき、適材適所の考え方に立って適切に行ってまいります。

最後に、私の次期計画への思いについて、お答えさせていただきます。

これからの新しい時代を生きる子どもたち一人一人が予測できない変化に受け身ではなく、主体的にかかわり合い、その過程を通してみずからの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生のつくり手となれるよう育んでいきたいと考えております。そのため、教員、学校、教育委員会だけではなく、子どもをともに育む家庭、地域、企業と社会全体が一体となって、共育による取り組みをさらに進めていきたいと考えております。

なお、子どもたちに生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感させるために、体験活動を充実させることは重要であると認識しており、自然教室については、学校における実施に支障がないよう努めるとともに、自然体験活動を初め、さまざまな体験活動の充実を図ってまいります。

次期計画の策定に当たっては、引き続き、議会、有識者等、さまざまな方の御意見を伺いながら進めてまいります。以上でございます。